

議第173号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「1,360」を「2,410」に、「4,490」を「6,600」に改める。

付 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。